

第14号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の活動状況を報告します！

公募の町民のかたを中心とする「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」が、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則となる自治体運営のルール（条例）の素案づくりを行っています。

今回は、第14回の「全体会議」と「ワークショップ」の活動内容を皆さんにご報告します！

第14回全体会議

4月17日（土）に庁舎会議室において、「つくる会」の第14回全体会議が行われました。

全体会議の内容

- 1 条例の素案に盛り込む大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「（行政組織のあり方）」、「（財政）」について、前回の全体会議で確認・検討して出した意見等を踏まえて「作業部会」が作成した条例の素案のたたき台となる案を各委員で確認しました。
- 2 前回議論した条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「（町政の監視と報告義務）」について、「作業部会」において作成した条例の素案のたたき台を基に全体で議論しました。
- 3 今まで全体会議で議論した大項目の「総論」、「（住民）市民」、「住民協働」、「行政」のうち、残された課題や論点、そして各委員からの意見等を整理するため、条例素案の全体の方向性を見ながら、再度議論及び確認しました。

なお、議論及び確認については、まず全体にかかわる共通課題である「住民」、「まちづくり」、「責務」、「協働参画」について、委員全体で共通理解を行い、次に残された課題や論点、そして各委員からの意見等を整理しました。

- 条例素案の全体の方向性を見ながら、再度議論及び確認した項目

大 項 目	中 項 目
総論	理念、目的、（定義）
（住民）市民	住民（定義） 権利、責務
住民協働	定義、みんなでまちづくり、住民参画のしくみ
行政	行政の責務、町長の責務、職員の責務、（行政組織のあり方）（財政）

全体会議・ワークショップの結果

- 1 大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」については、白岡らしさを出した条例にするためにも、この後に行なわれる大項目の「総論」、「(住民)市民」、「住民協働」とあわせて、条例全体の方向性を見ながら再度議論することとしました。
- 2 大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」、「(町政の監視と報告義務)」については、今回の全体会議で議論した意見等を基に、「作業部会」において条例の素案のたたき台となる案を修正することになりました。
- 3 大項目「総論」、「(住民)市民」、「住民協働」、「行政」の全体にかかわる共通課題「住民」、「まちづくり」、「責務」、「協働参画」については、条例素案の全体の方向性を見ながら、引き続き議論及び確認していくことになりました。

また、大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」については、内容を整理し、中項目数を減らすことを確認しました。





この条例は、町民の皆さんでつくる条例です！

条例の素案については、町民の皆さんからもご意見等をいただきながら、さらに議論を深めていきたいと考えております（議論の内容によっては、大項目と中項目の変更・削除なども生じてきます。）例えば...「その大項目と中項目は、これからの白岡町に必要なものなのか」、「このような内容にしたらどうだろうか」などできるだけ多くの皆さんの声をお聞かせいただき、その“想い”を、この素案に反映させていくことで、さらに「白岡町らしさ」を出した条例にしていきたいと考えています。

ぜひ、ご意見等を担当まで電話やファックス、メールなどでお寄せください。

今回、全体会議及びワークショップで議論され、全体で確認された詳細内容については、町のホームページに掲載するとともに、冊子にして役場庁舎や主な公共施設などに設置いたします。

この冊子を希望されるかたは、担当までご連絡ください。

問合せ 秘書広聴課 地域自治推進室 電話 92 - 1111（内線345）

FAX 92 - 9096 E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、**白岡町自治基本条例** **検索**

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>